

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
藤野 保史 議員(共産)

1問 修習給付金制度創設の意義について、法務大臣の
所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

〔制度の概要〕

- ・ 裁判所法改正法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等(注)を内容とするもの。

(注) 本法案については、修習給付金を支給する制度の創設のほか、司法修習の確実な履践を担保するための司法修習生の懲戒に関する規定の整備等を内容としている。

〔制度の意義〕

- ・ 法曹志望者が大幅に減少しており(注)、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

(注) 法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少している。

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、昨年の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化(中略)を推進する」ことがうたわれたものと承知。



- これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

(参考資料)

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。

法律案の概要

1 修習給付金の支給等(第67条の2及び3関係)

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、以下の修習給付金を支給するものとする。

(種類)

- ① 基本給付金(一律支給)
- ② 住居給付金(住宅を借り受け、家賃を支払っている場合)
- ③ 移転給付金(修習に伴い住所・居所を移転する必要が認められる場合)

※ [基本給付金：月額13.5万円，住居給付金：月額3.5万円
移転給付金：旅費法の移転料基準に準拠して支給] を予定

なお、現行の貸与制については、貸与額を見直した上で上記制度と併存させる。

2 懲戒に関する規定の整備(第68条関係)

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

施行期日

平成29年11月1日

平成29年3月22日(水)
藤野 保史 議員(共産)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 今回の制度設計をした法務省では、どのような検討により、基本給付金を月額13.5万円、住居給付金を月額3.5万円とする制度としたのか、法務当局に問う。

[理由]

- ・ 修習給付金の額は、最終的には最高裁判所規則で定められることになるが、制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして決定したものである。

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
藤野 保史 議員(共産)

3問 現行の貸与制下の司法修習生に不公平が生じているが、貸与制下の司法修習生に対する経済的措置や救済措置を講ずべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。

この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。

- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があ



るほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られないのではないかとも考えられるところ。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

【結論】

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
藤野 保史 議員(共産)

4問 司法修習生に対する懲戒的措置の整備により、司法修習生による自主的な法曹としての識見を高めるための諸活動を萎縮させることにならないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 今回の懲戒的措置の整備により、司法修習生の自主的な活動を萎縮させることにはならないものと思料。

〔新たな懲戒的措置を設ける理由〕

- ・ 本法案では、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え、「修習の停止」(注1)及び「戒告」(注2)の処分を設けることとしている。

(注1)「修習の停止」とは、司法修習生の身分は保有するが、最高裁判所が定める一定期間修習をさせない処分をいう。

(注2)「戒告」とは、司法修習生の責任を確認し、及びその将来を戒める処分をいう。

- ・ これは、今般の修習給付金制度の創設に伴い、司法修習については、一層確実な履踐を担保することが求められると考えられたことによる。

〔結論〕

- ・ そして、この新たな懲戒的措置は、従前、司法研修所長らによる注意や指導の対象となっていた行為について、司法修習生に課せられる規律を明確化するために設けるものであり、司法修習生の活動を制約する趣旨



平成29年3月22日(水)
藤野 保史 議員(共産)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 戦前と異なり、一元的な法曹養成である現行の司法修習を行うことの意義について、法務当局に問う。

[意義]

- ・ 戦前では、法曹の養成が一元化されていないという状況の中で、判事、検事の養成については、司法官試補として裁判所及び検事局において実務修習をした上で試験を経ることとされていたのに対して、弁護士の養成については、弁護士試補という形で弁護士会において実務修習をした上で試験を経るという形にされていた。
- ・ これに対し、戦後導入された現在の統一修習制度は、法曹の役割の重要性に鑑み、法曹三者がそれぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであって、等しく高度の一般的教養と法律的素養とを身につけるべきであることから、設けられたものと思料。